

川西市在日外国人学校就学補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在日外国人学校（教育委員会（以下「委員会」という。）が特に認めるものに限る。以下「学校」という。）の初級部及び中級部（これに準ずるものを含む。）に在学している児童及び生徒の保護者に対する就学補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者及び補助金額)

第2条 この要綱により補助金の交付を受けることができる保護者とは、前条の児童及び生徒の親権者、後見人その他の者で、市内に居住し現にその児童及び生徒を保護監督しているものをいう。

2 補助金の額は、初級部にあっては児童1人につき年額140,000円、中級部にあっては生徒1人につき年額70,000円とする。

(補助金の交付申請)

第3条 保護者は、補助金の交付を受けようとするときは、就学補助金交付申請書を委員会に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 委員会は、前条の申請書を受理したときは、補助金の交付の可否を決定し、その旨を当該申請者に通知する。

(補助金の交付)

第5条 委員会は、保護者からの請求に基づき毎年12月に補助金を交付する。

(手続の代理)

第6条 保護者は、補助金の申請、請求、受領等に関する一切の手続を、児童及び生徒の在学する学校の学校長に委任することができる。

2 前項の規定により保護者の委任を受けた学校長は、保護者の委任状を委員会に提出しなければならない。

(補助金に関する調査等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた保護者に対し受給資格等補助金の交付について必要な事項を調査し、又は報告を求めることができる。

(補助金の返還等)

第8条 委員会は、保護者が虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けようとしたときは、補助金交付の決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、返還させるものとする。

(適用基準日)

第9条 この要綱は、毎年11月末日現在において、児童及び生徒並びにその保護者が第1条及び第2条第1項の要件を満たしている場合に限り適用する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員会が定める。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

